



宮崎市監査委員 梶 谷 欣也  
宮崎市監査委員 荒 木 敏  
宮崎市監査委員 星 山 健一  
宮崎市監査委員 近 藤 慶子



### 定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査の対象  
観光商工部（観光戦略課、スポーツランド推進課、商業労政課、工業政策課）の平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行
- 2 監査の場所  
関係各課及び監査室
- 3 監査の実施期間  
平成 30 年 11 月 13 日から平成 31 年 1 月 18 日まで
- 4 監査の着眼点  
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 監査の方法  
観光商工部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 監査の結果
  - (1) 観光戦略課、スポーツランド推進課、商業労政課、工業政策課について、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。  
(観光戦略課)
    - ①平成 29 年度青島漂着物処理業務委託 6 の委託請書について、業務委託料欄は消費税込みの金額 (77, 220 円) を記載すべきところ、消費税抜きの金額 (71, 500 円) が記載されていた。
    - ②行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。
      - ア. 平成 29 年度及び平成 30 年度道の駅フェニックスの木造バス停設置に係る行政財産目的外使用料について、減免の規定がないにもかかわらず、宮崎市道路占用料条例の例により減免していた。  
【正】 1, 000 円 【誤】 500 円
      - イ. 平成 29 年度道の駅フェニックスの電気自動車等の充電サービス提供に係る行政財産目的外使用料について、第 1 種電柱については、1 本につき 700 円を徴収すべきところ 690 円を徴収していた。また、看板については、表示面積に 1 m<sup>2</sup>未満の端数があるときは、1 m<sup>2</sup>として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。  
【正】 6, 866 円 【誤】 4, 156 円

ウ. 平成 29 年度及び平成 30 年度の道の駅フェニックスの移動通信用小型無線基地局に係る行政財産目的外使用料について、宮崎市道路占用料条例別表「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」欄の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」を適用することから、道路占用料条例の例による額とすべきところ、平成 29 年度は、行政財産使用料条例により、固定資産評価額を基に徴収していた（2 件）。また、平成 30 年度は、道路占用料条例の例により徴収しているものの、占用面積に 1 m<sup>2</sup>未満の端数があるときは、1 m<sup>2</sup>として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。

・(株) NTTドコモ

【正】99,600 円

【誤】H30 : 98,784 円

【誤】H29 : 100,837 円

・ソフトバンク(株)

【正】30,000 円

【誤】H30 : 29,280 円

【誤】H29 : 29,888 円

エ. 平成 29 年度宮崎白浜オートキャンプ場に設置されている民間施設の施設案内看板に係る行政財産目的外使用料について、表示面積に 1 m<sup>2</sup>未満の端数があるときは、1 m<sup>2</sup>として徴収すべきところ、端数のまま徴収していた。

【正】3,600 円 【誤】2,520 円

オ. 平成 29 年度宮崎白浜オートキャンプ場の売店に係る行政財産目的外使用料について、当該建物の建築面積に相当する面積の土地の使用料の額を算定する際は、固定資産評価員の評価した当該土地の価格に 100 分の 5 を乗じて得た額とすべきところ、前年度の算定方法により誤った額としていた。

【正】14,986 円 【誤】14,962 円

③平成 29 年度及び平成 30 年度の宮崎市青島ビーチセンターの指定管理料について、年度協定書に支払時期は 6 月と記載されているにもかかわらず、平成 29 年度は 4 月に、平成 30 年度は 5 月に支払っていた。

・平成 29 年度：請求日 H29. 4. 11 支出命令書起案日 H29. 4. 11 支払日 H29. 4. 24

・平成 30 年度：請求日 H30. 5. 8 支出命令書起案日 H30. 5. 8 支払日 H30. 5. 21

④宮崎市青島ビーチセンターに設置された太陽光発電からの余剰電力販売に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア. 余剰電力販売料について、検針日の属する年度の収入として処理すべきところ、翌年度（支払期日の属する年度）で処理していた。

平成 29 年 3 月分：検針日 3 月 20 日分を平成 29 年度の収入としていた。

平成 30 年 3 月分：検針日 3 月 19 日分を平成 30 年度の収入としていた。

イ. 太陽光発電からの余剰電力販売に関する契約者について、前回の定期監査において、太陽光発電設備は市の所有であるため市に変更するよう指導し、「所有者である市と九州電力の間で締結するよう改めた。」と措置状況で報告していたにもかかわらず、宮崎市観光協会のままで変更されていなかった。

(スポーツランド推進課)

①平成 29 年度の学校体育施設の開放に係る使用料について、宮崎市公共施設予約案内システムにより申請された学校体育施設の使用料の納付の期日を条例、規則等に規定することなく、使用した日の属する月の翌月 20 日に口座振替による納付としていた。

②平成 29 年度及び平成 30 年度の生目の杜運動公園使用料及び体育館使用料の還付について、次のような不備があった。

ア. 生目の杜運動公園の施設使用料（一般の使用）に係る還付額について、一般の使用料で算定すべきところ、児童生徒の使用料で算定していた。

・アイピースタジアム：使用できなかった時間 8:00~17:00

使用料：児童生徒 1 時間につき 830 円、一般 1 時間につき 1,650 円

【正】@1,650 円×9 時間=14,850 円 【誤】@830 円×9 時間=7,470 円

・第 2 野球場：使用できなかった時間 12:00~17:00

使用料：児童生徒 1 時間につき 420 円、一般 1 時間につき 830 円

【正】@ 830 円×5 時間= 4,150 円 【誤】 @420 円×5 時間=2,100 円

・合計 【正】 19,000 円 【誤】 9,570 円 差額 9,430 円

イ. 平成 29 年度及び平成 30 年度の体育館使用許可取消に伴う附属設備の使用料に係る還付について、使用の取りやめの届出が使用日の 14 日前までのときは 8 割を、7 日前までであったときは 5 割を還付することと規定されているにもかかわらず、10 割還付していた（平成 29 年度：21 件中全件、平成 30 年度：3 件中全件）。

③行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア. 平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可申請について、使用料の減免を受けようとする者に行政財産目的外使用料減免申請書を提出させなければならないところ、提出がないまま使用料を免除しているものが散見された。

イ. 平成 30 年度九州電力株式会社から申請のあった行政財産目的外使用（電柱 2 本、支線 2 本を新設（期間：平成 30 年 10 月 1 日から））について、行政財産使用料条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する使用料の取扱い指針において、九州電力の電柱種別は第 2 種電柱とするとされていることから、1 本につき第 2 種電柱の 1,100 円を徴収すべきところ、第 1 種電柱の 700 円を徴収していた。

【正】  $1,100 \text{ 円} \times 2 \text{ 本} \times 6/12 = 1,100 \text{ 円}$  【誤】  $700 \text{ 円} \times 2 \text{ 本} \times 6/12 = 700 \text{ 円}$

④宮崎市生目の杜運動公園の陸上競技場に設置してある自動販売機に係る電気料（平成 29 年 6 月分）について、使用者から使用電力量の報告があるにもかかわらず、電気料を算出していないものや、電気料は正しく算出しているものの一覧表への転記誤りにより、誤った額を徴収していた。

南側トイレ 2 【正】 791 円 【誤】 0 円  
テニスコート南側トイレ 【正】 3,081 円 【誤】 1,330 円

（商業労政課）

①平成 29 年度の市外旅行（宇都宮市 11 月 24 日～27 日）に係る鉄道賃について、JR 山手線の駅を起点とすべきところ、JR 山手線の駅ではない赤羽駅を起点としたため、560 円少なく支給していた。

<誤>

<正>

11/24	モルメ山手線内	定額	1,000 円	11/24	モルメ山手線内	定額	1,000 円
	赤羽⇒宇都宮	運賃	1,660 円		池袋⇒宇都宮	運賃	1,940 円
11/27	モルメ山手線内	定額	1,000 円	11/27	モルメ山手線内	定額	1,000 円
	宇都宮⇒赤羽	運賃	1,660 円		宇都宮⇒池袋	運賃	1,940 円
		計	5,320 円			計	5,880 円

（工業政策課）

①平成 29 年度旧宮崎市立集会所譲渡円滑化事業補助金（緑ヶ丘自治会）について、交付要綱において消耗品は補助対象経費としないと規定されているにもかかわらず、消耗品である LED 蛍光管及び折りたたみ会議椅子を補助対象経費としていた。

LED 蛍光管  $\text{¥}3,300 \times 26 \text{ 基} \times 1.08 = 92,664 \text{ 円}$   
折りたたみ会議椅子  $\text{¥}3,000 \times 7 \text{ 脚} \times 1.08 = 22,680 \text{ 円}$  合計 115,344 円

②平成 29 年度及び平成 30 年度の次長級（商工戦略局長）の旅行命令について、宮崎市旅費支給条例により「旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行なわなければならない。」と規定されており、副市長の専決であるにもかかわらず、部長決裁とし、旅行命令権者でないものが行っていた。

③平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可において、次のような不備があった。

ア. 平成 30 年 6 月 19 日宮工指令第 2 号 1 で許可した高岡町花見 2142 番地 7 の使用料について、行政財産目的外使用料減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用料を減免していた（支線 2 本、支柱 1 本分）。

イ. 平成 29 年 3 月 28 日宮工指令第 2 号 5、平成 30 年 3 月 26 日宮工指令第 2 号 4 で許可した宮崎テクノリサーチパーク水路敷について、宮崎市公共物管理条例に基づき「公共物使用許可申請書」を提出させ、「公共物使用許可書」により許可すべきところ、「行政財産目的外使用許可申請書」を提出させ、「行政財産目

的外使用許可書」をもって許可していた。また、宮崎市公共物管理条例により「1平方メートル未満の端数は、切り上げるものとする。」と規定されているにもかかわらず、切り上げないまま徴収していた。

【正】73円×32㎡=2,336円 【誤】73円×31.4㎡=2,292円

- ウ、平成29年度の緑ヶ丘集会所及び飛江田集会所に係る使用料について、自治会等が使用する場合の減免率は95%であるにもかかわらず、減免率を100%としていた。

収入事務	
調定事務	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
徴収事務	納入通知書は適正に発行されているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課徴収（税）事務	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	徴収台帳等は整備されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金の支出	支出対象及び支出金額に誤りはないか 等
貸付金（定例的・定額のもの）の支出	貸付対象及び貸付金額に誤りはないか 等
契約事務	
入札方法	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
入札事前準備事務	入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか 等
相手方決定事務	入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録（開札調書）は整備されているか 等
随意契約	随意契約による場合、その理由は適正か 等
契約締結事前準備事務	継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか 等
契約締結事務	契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されているか 等
契約の履行	工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか 等

公有財産	
財産の取得及び処分	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
財産の管理	財産の分類を誤っているものはないか 等
財産の貸付 (行政財産)	使用許可申請書は提出されているか 等
財産の貸付 (普通財産)	貸付申請書は提出されているか 等
物品管理	
物品管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
需用費・備品購入費の支出	検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか 等
金券関係	タクシー乗車券等について適正に管理されているか 等
	郵便切手類について適正に管理されているか 等
	給油券等について適正に管理されているか 等
公の施設の指定管理	
	告示がされているか 等
	基本協定・年度協定は締結されているか 等
	利用料金の手続きは適正に行われているか 等
	利用促進のための努力はなされているか 等
	収支会計経理は適正になされているか 等
	出納関係帳簿の記帳は適正になされているか 等
	指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか 等
	モニタリングは適時行われているか 等